

# 令和4年度裾野市農業委員会1月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 午後1時30分から午後1時55分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一			西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一			深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

9	大庭 清宏	10	渡邊 光枝				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	杉山 邦利	8	渡邊 博美
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第14号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 (2) 報第15号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 (3) 議第27号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会1月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 杉山邦利委員、8番 渡邊博美委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の前田一宏氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。報第14号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第14号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～2

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第14号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、報第15号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第15号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1～3

（議案朗読により説明）

事務局 　ただ今の報第15号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第27号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第27号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 　続きまして、地区担当委員 7番 鈴木知華委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は石脇公民館の約350メートル南東側に位置します。

現況は畑となっていますが一部休耕地となっています。

譲受人は、市内で建設業を営む法人で、土木工事や鋼構造物工事などを扱う事業者です。

現在、茶畑地先にて300㎡ほどの借地を資材行き場として利用していますが、返却することとなりました。

特定建設業許可を受け県や市内業者の業務依頼も多く受けており、資材置き場が必要となるため、新たな場所を探していました。

譲渡人は、申請地を相続により令和4年1月に取得しましたが、今後も考え農地の管理も難しいこと、隣接する貸し駐車場と合わせ譲り受け人に譲渡することで話がまとまったため申請に至ったものです。

申請地は市街化区域に隣接し、農地区分は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思えます。

建築物や工作物に該当する施設計画が存在しないこと、盛り土切土などの工事も計画されていますが、担当課と調整され各規定範囲内での計画であるため、都市計画法などの手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は雑種地、西側・南側は水路、東側は農地となっています。

場内は盛土切土により整地され、雨水は自然浸透により処理します。  
周辺との境界には見切り等を施工し、土砂等が流出しないよう配慮した計画となっています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思います。  
審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　　ただ今の議第27号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山守正委員 　　資材置場が計画されているが、そこまでの乗り入れはどのような計画か。また、計画図や現地写真を見ると、駐車場になっている部分より低くなっているように見えるが支障はないか。

事務局 　　計画図にある通り隣接の駐車場より進入する計画。今回の申請地は隣接する駐車場と一体での譲渡される計画であり、駐車場と申請地の所有者は同じになる。

また、計画図の資材置場の部分は隣接する駐車場と同じ高さとなっている。低い部分は調整池が計画されており、東側・南側の急こう配に配慮し土留め工事され周辺に土砂等が流出されないよう配慮された計画となっている。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第27号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第27号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第27号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 8番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、町震コミュニティセンターの約100m南東側に位置します。  
現況は畑となっています。

借り人は、貸し人の娘夫婦であり、現在は市内の借家に子供2名と居住しています。

今後の生活設計を考え、自己住宅の建築を計画し、貸し人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ることができました。

貸し人は、市内に複数農地を所有しており、申請地も畑として使用してきましたが、借り人の強い希望により申請地を貸すこととなり、話がまとまったので申請に至ったものです。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側・西側は畑、南側は道路に、東側は水路に面しています。  
宅地と農地との境界部分にはコンクリートブロックによる見切りを設置し、付近の農地に影響が及ばないよう対処されます。

敷地内は採石敷きになり、汚水は合併処理浄化槽を経由して道路の側溝へ排水されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の議第27号 番号2について、質疑等がありましたらお願ひします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。  
これをもって令和4年度裾野市農業委員会1月総会を閉会します。

令和5年1月10日 (会議録署名人)

6番署名人

杉山 邦利

8番署名人

渡邊 博美